

## 「能登半島地震義援金」を拠出した組合等の税法上の対応について

募集した本義援金については、本県中央会から全国中央会に、取りまとめて被災地域の石川県中小企業団体中央会を経由して、被災した中小企業及び組合を支援することから、拠出された組合等の税法上の対応は**一般の寄付金**の扱いとなるため、一定額を超える金額については損金算入の対象となりませんが、次の計算で対象となる場合があります。

### 1 範囲を超える金額の損金算入について

会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた**一定の限度額**までが損金に算入することができる。

### 2 一般の寄附金の損金算入限度額の算出について

(法人税別表十四(二)「寄付金の損金算入に関する明細書」)

$$\text{〔資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \text{〕} \times \frac{1}{4} = \text{〔損金算入限度額〕}$$

※資本金等の額：別表五(一)「32の④+33の④」 所得の額：別表四「26の①」

### 3 計算例 資本金等の額 150 万円、所得の金額 12 万円で 1 年決算法人の場合の損金算入限度額

$$\text{〔} 150 \text{ 万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 12 \text{ 万円} \times \frac{2.5}{100} \text{〕} \times \frac{1}{4} = \text{〔} 1,687 \text{ 円〕}$$

注：所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。